

正解は赤字部分

<問題1>

次の(A)から(G)にあてはまる語句を正しく列挙している番号を一つ選びなさい。なお、(A)から(G)には、同じ語句を2回以上用いてもよい。

(A)は、(B)の過剰な蓄積の防止を目的に、(C)及びその開発・製造・使用に供されるおそれのある(D)の輸出管理の枠組みとして、アメリカ、東欧諸国、ロシア等の(E)カ国が創立メンバーとなって設立された。平成17年12月1日現在、先進国を中心に39カ国が参加しているが、ハイテク産業で急成長が著しいアジア地域の(F)や(G)は依然として参加していない。

1. ワッセナー・アレンジメント(WA) 通常兵器、関連専用品・技術、機微品目、33、中国、インド
2. 核不拡散条約(NPT) 核兵器、関連汎用品・技術、関連専用品・技術、33、イラン、北朝鮮
3. ミサイル関連機材・技術輸出規制(MTCR) ミサイル、関連汎用品、機微品目、31、イラン、北朝鮮
4. **ワッセナー・アレンジメント(WA) 通常兵器、関連汎用品・技術、33、中国、インド**
5. ワッセナー・アレンジメント(WA) 通常兵器、関連汎用品・技術、機微品目、33、インド、パキスタン

<問題2>

「包括許可取扱要領」の の3の(1)では、「一般包括輸出許可の範囲は、別表Aにおいて「一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとする。ただし、()を經由する場合は一般包括輸出許可は適用できない。」とされている。

空欄()に入る正しい国、地域の組み合わせを次の中から一つ選びなさい。

1. イラン、イラク、朝鮮(大韓民国政府の支配する地域を除く。)又はリビア
2. イラン、イラク、朝鮮(大韓民国政府の支配する地域を除く。)、リビア又はシリア
3. **アフガニスタン、イラン、イラク、朝鮮(大韓民国政府の支配する地域を除く。)又はリビア**
4. アフガニスタン、イラン、イラク、朝鮮(大韓民国政府の支配する地域を除く。)、リビア又はシリア
5. アフガニスタン、イラン、イラク、朝鮮(大韓民国政府の支配する地域を除く。)、リビア、スーダン又はシリア

<問題3>

包括許可の有効期限は、その許可が有効となる日から起算して、ある年数を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日と規定されている。その年数について正しいものをすべて列挙している番号を一つ選びなさい。なお、変更の申請については、考慮しないものとする。

- A 一般包括許可は、2年
- B 一般包括許可は、3年**
- C 特定包括許可は、1年
- D 特定包括許可は、2年**
- E 特別返品等包括許可は、1年
- F 特別返品等包括許可は、2年**

- 1 . A C F
- 2 . A D E
- 3 . B C E
- 4 . B C F
- 5 . B D F**

<問題4>

下記の(A)から(H)にあてはまる語句を下記の語群から正しく列挙している番号を一つ選びなさい。なお、(A)から(H)には、同じ語句を2回以上用いてもよい。

- ・(A)は1974年の(B)の核実験を契機に、核・原子力関連の(C)を規制することになった(パート)。その後、湾岸戦争終結後、明らかになったイラクの核兵器開発問題を契機に1992年に核・原子力関連の開発、製造に使用される(D)を規制することになった(パート)。
- ・(E)は、1980年代前半、ミサイル開発が活発化してきたことを契機に1987年に(F)を搭載することのできる大型ミサイルと(G)を規制、さらに1992年には(H)を搭載することができる小型ミサイルを規制することになった。

- 1 . A B C D E F G H
- 2 . A B C D E F G H
- 3 . A B C D E F G H
- 4 . A B C D E F G H**
- 5 . A B C D E F G H

語群：

核不拡散条約(NPT) ミサイル関連機材・技術輸出規制(MTCR)
 オーストラリア・グループ(AG) 原子力供給国会合(NSG) インド
 パキスタン 中国 トルコ 専用品・技術 関連汎用品・技術
 軍需品 爆弾 核弾頭 生物・化学兵器 無人航空機 民間航空機
 戦闘機

<問題5>

一般包括輸出許可の範囲の貨物を「輸出貿易管理令」(輸出令)別表第4の2に掲げる地域(ホ

ワイト国)を仕向地として輸出する場合の、経済産業大臣への「事前届出」に関する説明で正しい

ものはどれか。次の中から一つ選びなさい。

なお、「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

1. 当該貨物の用途がいわゆる「核兵器等の開発等」である場合には経済産業大臣への「事前届出」を要する。
2. 当該貨物の需要者が、いわゆる「需要者要件」に該当する場合には経済産業大臣への「事前届出」を要する。
3. 当該貨物の用途がいわゆる「核兵器等の開発等」である疑いがある場合には経済産業大臣への「事前届出」を要する。
4. 当該貨物の用途が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(おそれ省令)別表に掲げる行為(核燃料物質又は核原料物質の開発等など)である場合には経済産業大臣への「事前届出」を要する。
5. その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、経済産業大臣への「事前届出」を要する。

<問題6>

取引審査について、適切でないもののみをすべて列挙している番号を一つ選びなさい。

- A 海外の取引先が、自社の株主と判明したので、取引審査を省略した。
- B 海外営業部長は取引内容についてよくわかるので、安全保障輸出管理部長を兼任させた。
- C 取引を中止させる場合もあるので、取引審査を含めた安全保障輸出管理の部署は、営業部門から独立して設置した。
- D 取引審査で問題がある場合は、安全保障輸出管理の最高責任者である代表取締役判断を仰ぐ体制にした。
- E 我が国の外務省が関係する政府開発援助(O D A)の案件であったので、取引審査を省略した。

1. A B C D E
2. A B D
3. A B E
4. B C D
5. B C D E

<問題7>

次の案件の取引審査について、最も適切な対応を次の中から一つ選びなさい。

仕向地 : シンガポール

引合主 : 輸出入を取扱うシンガポールの代理店

輸出貨物：「輸出貿易管理令」(輸出令)別表第1の3の項(2)7に該当する「ダイヤフラム弁」
(数量：10個、単価：2万円)

1. 貨物の総価額が「100万円以下」であることから、輸出令第4条第1項第四号の「少額特例」の適用により、輸出許可証なしで輸出できる。したがって、その旨営業部門に指示し、「特段の問題点は認められないもの」として処理する。
2. 該非判定を確認した結果リスト規制該当であるため、特に社内審査を行わずに直ちに経済産業大臣へ許可申請を行うよう営業部門に指示する。
3. **輸出令別表第1の3の項(2)7に該当する貨物の輸出であって、仕向地がシンガポールであるため、「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(大量破壊兵器通達)に定める調査事項について十分調査するよう営業部門に指示する。当該調査結果を踏まえ、当該貨物が大量破壊兵器の開発又は製造を助長する懸念がないとの判断が下された後、経済産業大臣に許可申請を行うよう同部門に指示する。**
4. 「輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン」(明らかなガイドライン)に基づき、用途に懸念がないことを確認すれば、許可申請を行わずに輸出できることを営業部門に指示する。
5. 貨物の総価額が20万円と少額であるため、特に慎重に審査する必要はないと判断し、営業部門に直ちに出荷して良いとの指示をする。

<問題8>

次の案件の取引審査について、最も適切な対応を次の中から一つ選びなさい。

仕向地 : 中国
引合主 : ABC研究センター(「外国ユーザーリスト」に掲載された企業の子会社(掲載企業とは別法人)であることが判明。親会社である掲載企業の懸念の種別は「ミサイル」)
当該引合主は需要者でもある
引合貨物 : 「ジャイロスコープ」(輸出令別表第1の16の項該当)
20セット・総価額300万円
その他の前提：具体的な用途は把握していないが、「入手文書等」及び「需要者からの連絡」の範囲において当該需要者及び用途に関し客観要件に該当する情報は有していない

1. 当該需要者及び用途に関し、客観要件に該当する情報を有していないものの、「外国ユーザーリスト」掲載企業の子会社なので、直ちに経済産業大臣への輸出許可申請を行うこととする。
2. 今回、引合主が「外国ユーザーリスト」掲載企業の子会社であることが判明したのは、会社案内を取り寄せて調査した結果においてである。このような形で入手した文書等は、「おそれ省令」で規定される「輸出者が入手した文書等」にはあたらないので、「特段の問題点は認められないもの」として処理する。
3. 当該引合主の親会社は「外国ユーザーリスト掲載企業」であること、さらに親会社の懸念の種別と引合貨物のそれとが「ミサイル」で一致していることから、経済産業大臣への輸出許可申請が必要となる。したがって、詳細に用途を調査し、懸念がないことを確認した後、経済産業大臣への輸出許可申請を行うこととする。

4. 「外国ユーザーリスト」掲載企業に向けての輸出は法的に「輸出禁止」とされている。また、当該引合主が同リスト掲載企業と資本的関係があるため、懸念活動に關与する可能性が高いことから、当該案件を「取引禁止」として処理する。
5. 当該引合主は「外国ユーザーリスト掲載企業」ではないが、「外国ユーザーリスト掲載企業」の子会社であること、さらに親会社の懸念の種別と引合貨物のそれとが「ミサイル」で一致していることから、詳細に用途を調査するよう営業部門等に指示する。また、客観要件に該当する情報は有していなくても「明らかガイドライン」に基づき取引審査を行い、必要に応じて経済産業省に相談したり、「用途の限定、再販売等の制限などを内容とする需要者からの誓約書」の取得に努めるよう指導する。

<問題9>

次の空欄（A）から（E）にあてはまる語句を正しく列挙している番号を一つ選びなさい。

「外国為替及び外国貿易法」（外為法）第69条の6

次の各号の一に該当する者は、（A）年以下の懲役若しくは（B）円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の（C）倍が（B）円を超えるときは、罰金は、当該価格の（C）倍以下とする。

- 一 第25条第1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者
 - 二 第48条第1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める貨物の輸出をした者
- 2 （略）

したがって、たとえば「輸出貿易管理令」別表第1の2の項に該当する4億円の工作機械を無許可輸出した場合、最高（D）円の罰金が課せられ、「外国為替令」別表の9の項に該当する30万円のプログラムを無許可で非居住者に提供した場合は、最高（E）円の罰金が課せられる。

- 1 .(A) 3 (B) 1万 (C) 5 (D) 200万 (E) 150万
- 2 .(A) 5 (B) 200万 (C) 5 (D) 20億 (E) 200万
- 3 .(A) 5 (B) 200万 (C) 5 (D) 20億 (E) 150万
- 4 .(A) 3 (B) 200万 (C) 3 (D) 12億 (E) 200万
- 5 .(A) 5 (B) 150万 (C) 3 (D) 12億 (E) 90万

<問題10>

「外国為替及び外国貿易法」（外為法）第69条の6第2項に定める「未遂罪」の成立時期に關して、誤っているものはいくつあるか答えなさい。

- A 貨物の輸出に關しての未遂罪の成立時期は、犯罪の実行を決意した時と解されている。
- B 貨物の輸出に關しての未遂罪の成立時期は、貨物を積み込んだ船舶又は航空機が外国に向けて出港する時と解されている。
- C 技術の提供に關しての未遂罪の成立時期は、非居住者に提供することを目的として外国に向

けた船舶又は航空機に積み込んだ時と解されている。

D 技術の提供に関する未遂罪の成立時期は、技術支援又は貨物の形によらない技術データの形態を提供する場合は、これらの技術が非居住者に提供された時と解されている。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 0 個

< 問題 1 1 >

「外国為替及び外国貿易法」(外為法)第48条第1項の規定による許可に関し、その有効期間とその有効期間を具体的に定めている法令について正しいものを一つ選びなさい。

- 1 . 3 月 - 輸出貿易管理規則第 5 条
- 2 . 6 月 - 貿易関係貿易外取引等に関する省令第 2 条
- 3 . 6 月 - 輸出貿易管理令第 5 条
- 4 . 6 月・経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、異なる有効期間を定め、又はその有効期間を延長することができる - 輸出貿易管理令第 8 条
- 5 . 6 月・経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、異なる有効期間を定め、又はその有効期間を延長することができる - 輸出貿易管理規則第 5 条

< 問題 1 2 >

次の中から居住者として判断されるものはいくつあるか答えなさい。

- A 本邦人でブラハにある本邦企業の駐在事務所に勤務する目的で、勤務する1ヶ月前に本邦を出国しブラハに滞在する者
- B 本邦人で2年以上ヘルシンキに滞在する目的で本邦を出国し、ヘルシンキに滞在する者
- C 本邦に入国後3ヶ月経過した外資系日本法人の札幌支店に勤めるオランダ人
- D ブエノスアイレスにある本邦企業の子会社に勤務する本邦人で事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が9ヶ月になる者

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 0 個

< 問題 1 3 >

次の文は、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」(役務通達)からの抜粋である。空欄 [] に入る正しい文を一つ選びなさい。

外為法第25条第1項第一号で規定されている許可を受けなければならない取引とは、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の中欄に掲げる技術（プログラムを含む。以下「特定技術」という。）を同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引（[]は含まない。）をいう。

1. 電気通信ネットワーク上のファイルへの記録等、不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とするための行為
2. 当該技術に係る情報を記録したものの提供を伴わないもの
3. 電磁的記録の提供（電子メールによる送信を含む）又はファクシミリ装置を用いた送信による情報の提供
4. 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術
5. 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるもの

<問題14>

「貿易関係貿易外取引等に関する省令」（貿易外省令）第9条第1項第五号で規定する、いわゆる「公知の技術」に係る特例の適用対象となるものは、次の中からいくつあるか答えなさい。

- A 電気通信ネットワーク上のファイルにより、既に不特定多数の者に対して公開されている技術であって、特定の製品の改造方法に関するもの
- B 不特定多数の者に対しては公開されていないが、製品の販売に際し当該製品の多くの購入者に既に提供されている取扱説明書であって、当該製品の据付、操作、保守又は修理のための必要最小限の事項のみが掲載されているもの
- C 展示会において不特定多数の者が入手可能な資料であって、販売開始前の特定の製品に関する情報が掲載されているもの
- D ソースコードが公開されているプログラムであって、特定の製品を制御するためのもの

1. 1個
2. 2個
3. 3個
4. 4個
5. 0個

<問題15>

香港のA社を買主及び荷受人、中国のB社を需要者として「輸出貿易管理令」（輸出令）別表第1の4の項に該当する貨物の輸出契約をA社との間で締結した。契約書には日本政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んである。

また、その契約では当該貨物の輸出に先立って当該貨物の取扱説明書をA社に提供することとされている。当該取扱説明書にはプログラムの掲載がなく、当該貨物の操作のための必要最小限の事項が掲載されているだけであるが、「外国為替令」（外為令）別表の4の項に該当し、不特定多数の者に対して公開されているものでもない。

この場合、当該取扱説明書をA社に提供することについて正しい説明を次の中から一つ選びなさい。

1. 「貿易関係貿易外取引等に関する省令」(貿易外省令)第9条第1項第五号で規定されているいわゆる「公知の技術」の適用対象となり、役務取引許可が不要である。
2. 当該貨物の船積み後であれば、貿易外省令第9条第1項第八号で規定されているいわゆる「必要最小限の使用技術」の適用対象となり、役務取引許可が不要である。当該貨物の船積み前に提供したい場合は役務取引許可を取得しなければならない。
3. 当該貨物の輸出許可取得後であれば、貿易外省令第9条第1項第八号で規定されているいわゆる「必要最小限の使用技術」の適用対象となり、役務取引許可が不要である。
4. 貿易外省令第9条第1項で規定されている特例の適用対象とはならないので、役務取引許可を取得しなければ提供できない。
5. 貿易外省令第9条第1項で規定されている特例の適用対象とはならないが、電子メールによる送信又はファクシミリ装置を用いた送信によって提供する場合は、役務取引許可が不要である。

<問題16>

次の文は、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(おそれ省令)からの抜粋である。空欄[]に入る正しい文を一つ選びなさい。

その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う旨輸入者等から連絡を受けたとき(当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が[]以外のために用いられることが明らかなきを除く。)

1. 核兵器等の開発等
2. 別表に掲げる行為
3. 軍事用途
4. 核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為
5. 核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為並びに軍事用途

<問題17>

次のうち、「輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン」(明らかなガイドライン)で規定されている確認する事項に含まれているものはいくつあるか答えなさい。

- A 当該貨物等の値下げ要求がないこと。
- B 通常要求される程度の性能等の保証の要求があること。
- C 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がないこと。
- D 需要者から当該貨物及びその複製品の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供をしない旨の誓約書を入手していること。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 0 個

< 問題 1 8 >

次のうち、「貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 1 項第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」(おそれ告示)又は「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(おそれ省令)における用語の解釈として正しいものはいくつあるか答えなさい。

A 「その貨物の輸出」

その貨物の輸出とは、輸出令別表第 1 の 1 6 の項の中欄に掲げる貨物に該当する貨物に関して、個々の貨物及び需要者毎の輸出をいう。したがって、一度許可をした同一貨物の同一需要者に向けた「再度の輸出」であれば、契約が異なっても新たな許可申請要否判断の対象とならない。

B 「輸出者が入手した文書等」

輸出者がその貨物を輸出するにあたっての、個々の契約に限定されず、当該輸出者が輸出の前に入手した全ての文書等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))をいう。なお、これは輸出者に対して特定の文書等の入手を義務づけるというものであり、通常の商慣習の範囲内で入手した文書等との趣旨ではない。

C 「これらの代理人」

これらの代理人は、輸入者又は需要者に代わって意思表示をなし、又は意思表示を受領し、その法律効果が直接輸入者又は需要者に帰属する関係にある者を意味する。

D 「連絡を受けた」

連絡手段は問わない。

なお、いわゆるライバル企業等の第三者から連絡を受けた場合については、当該者が輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人に該当しない場合は、ここでいう「連絡を受けた」場合に該当しない。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 0 個

< 問題 1 9 >

リビアの商社である A 社から「輸出貿易管理令」(輸出令)別表第 1 の 1 6 の項に該当する測定装置の注文があった。注文書には需要者がリビアの民間企業である B 社であり、用途は重水の製造であることが記載されていた。可能な範囲で調査を行った結果、B 社は過去に核兵器の開発を

行ったことがあるとの情報を文書で得た。

しかし、その他には懸念情報が得られなかった。B社は明らかに民間企業であり、用途である重水の製造は軍又は国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うものではなく、これらの者から委託を受けて行うものでもなかった。

また、B社から、民生用途である重水の製造に限り、軍事用途に使用しない旨を記載した誓約書を手した。この場合の説明として正しいものを一つ選びなさい。

1. 輸出令別表第1の16の項に該当し、仕向地がリビアであるので、需要者、用途に関係なく輸出許可が必要である。
2. 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってペイロードを300キロメートル以上運搬することができるものの開発、製造、使用又は貯蔵のために用いられるのではないので、輸出許可が不要である。
3. B社は過去に核兵器の開発を行ったことがあるとの情報を文書で得たので、「輸出者等が「明らかなきとき」を判断するためのガイドライン」(明らかガイドライン)等に基づき厳正に審査を行うことが必要であるが、その結果、民生用途であると判断できれば輸出許可が不要である。
4. **重水の製造は「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(おそれ省令)別表に掲げる行為であるので、輸出許可が必要である。**
5. おそれ省令別表に重水の製造が掲載されているが、軍又は国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うものではなく、これらの者から委託を受けて行うものでもないので、輸出許可が不要である。

<問題20>

一契約において、次のAからDまでの貨物を輸出する場合に輸出令第4条第1項第四号に規定する「少額特例」を適用できないもののみをすべて列挙している番号を一つ選びなさい。なお、いずれの貨物も告示貨物ではない。

前提条件：「輸出貿易管理令」(輸出令)第4条第1項第三号イ(客観要件)及びロ(インフォーム要件)のいずれの場合にも該当しない。

- A **米国向けであって、輸出令別表第1の3の項(2)9に該当する総価額が4万円の貨物を輸出する場合**
- B アフガニスタン向けであって、輸出令別表第1の5の項(12)に該当する総価額が90万円の貨物を輸出する場合
- C **ロシア向けであって、輸出令別表第1の14の項(1)に該当する総価額が4万円の貨物を輸出する場合**
- D 英国向けであって、輸出令別表第1の7の項(1)に該当する総価額が40万円の貨物と輸出令別表第1の10の項(8)に該当する総価額が100万円の貨物を輸出する場合

1. A C

2. A B C

- 3 . A B C D
- 4 . A D
- 5 . B D

<問題 2 1 >

「輸出貿易管理令」(輸出令)第4条第1項第五号に規定する、いわゆる「暗号特例」を適用するにあたっての条件で正しいもののみをすべて列挙している番号を一つ選びなさい。

- A 当該貨物に内蔵されており、かつ、プログラムの書換え及びプログラム媒体の取替えが物理的に困難であるもの
- B 暗号機能が使用者によって変更できないもの**
- C 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫から販売されるもの(外国でのみ販売されるものについては、当該販売の態様を書面により確認できるものに限る。)**
- D ソースコードが公開されているもの
- E 使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの**

- 1 . B C E**
- 2 . A B C D E
- 3 . C D E
- 4 . B C D
- 5 . A B C

<問題 2 2 >

「輸出貿易管理令」(輸出令)第4条第1項に規定の「特例」又は「貿易関係貿易外取引等に関する省令」(貿易外省令)第9条第1項に規定の「許可を要しない役務取引」のうち、「客観要件」又は「インフォーム要件」に該当した場合に、適用できなくなるもののみをすべて列挙している番号を一つ選びなさい。なお、仕向地又は提供地は輸出令別表第4の2に掲げる地域(ホワイト国)以外の地域とする。

- A 輸出令第4条第1項第四号に規定の「少額特例」**
- B 輸出令第4条第1項第二号ホに係る「修理特例」
- C 輸出令第4条第1項第五号に規定の「暗号特例」**
- D 貿易外省令第9条第1項第十号イ及びロに規定の「市販プログラムに係る特例」(販売されるものに限る。)**
- E 貿易外省令第9条第1項第十号ハに規定の「内蔵プログラムに係る特例」

- 1 . A B C
- 2 . A B C D E
- 3 . A C
- 4 . A C D**
- 5 . B C D

<問題 2 3 >

輸出許可申請に関して、明らかに誤っているものはいくつあるか答えなさい。

- A 輸出許可の申請者は、輸出しようとする者本人が原則である。ただし、輸出しようとする者の代理である旨を記載した書面を添付する場合には、代理者が輸出許可の申請をすることができる。
- B 輸出許可と併せて輸出承認を必要とする場合の申請においては、同一の輸出案件であっても申請書は必ず別々に提出する必要がある。**
- C 輸出許可申請書の添付書類の輸出許可申請内容明細書は、どのような場合でも申請理由書の代わりにはならない。**
- D 経済産業大臣は必要に応じて、輸出許可の申請者に対して輸出許可申請書の添付書類として指定された書類以外の書類の提出を要求することができる。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個**
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 0 個

<問題 2 4 >

「包括許可取扱要領」の別紙 2 における「一般包括輸出許可の条件」の(5)に規定されている表について、空欄(A)から(H)にあてはまる語句を正しく列挙している番号を一つ選びなさい。

用途		核兵器等の開発等	核兵器等の開発等以外の軍事用途
用いられる場合	輸出令別表第 4 の 2 に掲げる地域	(A)	(B)
	上記以外	(C)	(D)
用いられるおそれがある場合	輸出令別表第 4 の 2 に掲げる地域	(E) (注 2)	/
	上記以外	(F) (注 3)	
用いられる疑いがある場合		(G)	(H)

(注 1) 表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。

また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。

(注 2) 核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに(E)する。

(注 3) 核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに(F)する。

- 1 . A 届出 B 届出 C 失効 D 届出 E 届出 F 失効 G 届出 H 届出
- 2 . A 失効 B 失効 C 失効 D 失効 E 失効 F 失効 G 失効 H 届出
- 3 . A 失効 B 届出 C 失効 D 届出 E 届出 F 失効 G 届出 H 届出
- 4 . **A 失効 B 届出 C 失効 D 失効 E 失効 F 失効 G 届出 H 届出**
- 5 . A 失効 B 失効 C 失効 D 失効 E 失効 F 失効 G 届出 H 届出

<問題 2 5 >

輸出管理社内体制の整備を図るための方法として、誤っているものはいくつあるか答えなさい。

- A 規制貨物等の輸出又は提供の管理に関し、社内に輸出管理の最高責任者を代表取締役とする輸出管理組織を設け、業務分担及び責任範囲を明確にする。
- B 取締役以上が規制貨物等の取引審査の最終判断権者になるとともに、規制貨物等の輸出又は提供の可否について疑義のある取引の遂行を未然に防止する体制を整備する。
- C 出荷時に輸出又は提供される規制貨物等が書類に記載された貨物又は技術と同一のものであることを確認するとともに、通関時に事故の発生があった場合には、速やかに社内の輸出管理の統轄部署に報告される体制を整備する。
- D 輸出管理が適正に行われているか否かを確認する監査体制を整備し、外為法で定められた時期に実施する。**
- E 法令違反が判明した場合には、速やかに関係官庁に報告するとともに、必要に応じ関係者に対し厳正な処分が行われるようにする。

- 1 . 1 個**
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

<問題 2 6 >

輸出管理社内規程における該非判定に関して、誤っているものはいくつあるか答えなさい。

- A 常に最新の政省令等で確認した上で該当するか否かを判断する必要がある。関連する規制項目があれば、その政省令等に定められている仕様や技術内容に当てはまるか否かを慎重に分析し判断する。
- B 該非判定は、貨物や技術の設計者、技術者と法令の内容を熟知した輸出管理部門の担当者が相互にチェック（ダブルチェック）を行うのが望ましい。
- C 注文生産品やプラント輸出など貨物や技術の内容が確定しなくても、すべての輸出案件について、契約を締結する前に該非判定を終了させなければならない。**
- D 非該当貨物であっても、輸出通関手続きをスムーズに行うため、必要に応じて事前に該非判定について税関や通関業者に説明する。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 0 個

< 問題 2 7 >

企業の輸出管理全般に関して、誤っているものはいくつあるか答えなさい。

- A 北朝鮮系の国内の商社から「輸出貿易管理令」別表第 1 の 2 の項に該当する測定装置の引き合いがあった。製品が日本国内仕様であり、北朝鮮では使えないので、取引審査を省略して、直ちに契約した。
- B 輸出管理に関して保存する文書は、原本あるいはコピーに限られ、電子データとしての保存は認められていない。
- C 法令違反や輸出管理社内規程に違反する行為を行った場合には、早急に最高責任者に報告して事実関係を調査し、今後の再発を防ぐ措置を講ずる必要がある。
- D 法令違反を犯した場合、自主的に行政庁に報告するか否かは、政府が企業等に対する処分を判断する際の基準になるとされている。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 0 個

< 問題 2 8 >

次の事例を読んで、誤っているものはいくつあるか答えなさい。

- A 日本の総合電器メーカー A は米国製のソフトウェアを大量に米国から輸入して、その一部を X 国に輸出した。このソフトウェアは一度日本でストックしたものであるため、EAR に基づく輸出管理はまったく不要である。
- B 日本の精密機械メーカー B は精密機械を製造して輸出しているが、その精密機械の部品として米国製の部品を輸入して使用している。この精密機械は米国製の部品を組み込んでいるが日本製であるため、米国製部品の種類や組込比率に関係なく、EAR に基づく輸出管理はまったく不要である。
- C 日本の総合電機メーカー C は、英国に所在している米国資本の英国法人 D から純粋の英国製部品を輸入し、電機製品に組み込んで輸出している。この電機製品は D から輸入した部品を組み込んでいるが、組み込んだ部品が純粋の英国製であるため、部品の種類や組込比率に関係なく、EAR に基づく輸出管理はまったく不要である。
- D 日本の精密機械メーカー E は米企業 F と技術提携し、米企業 F から導入した図面に基づいて精密機械を製造して輸出している。この精密機械は日本で製造されているため、EAR に基づく輸出管理はまったく不要である。

E 日本の総合商社GはアジアのY国から電子機器を輸入し欧州に輸出している。Y国から輸入したこの電子機器は米国原産であることが判明したが、Y国から輸入したものであるため、EARに基づく輸出管理はまったく不要である。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

<問題29>

EARで規定されている規制リスト(CCL)に関する次の記述を読んで、正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 規制品目分類番号(ECCN)「4A994」ではテロ活動防止規制(AT)のパソコン等が規定されている。
- B 規制品目分類番号(ECCN)の左から一番目(カテゴリー)が「1」の品目は、輸出令別表第1や外為令別表の1の項で規定されている品目とほとんど同じである。
- C EARのリスト外規制品目(EAR99)は、輸出令別表第1や外為令別表の16の項で規定されているキャッチオール規制品目と同様に、大量破壊兵器等に用いられるおそれがないことを確認できれば、許可不要で輸出可能である。
- D 規制品目分類番号(ECCN)の左から二番目は英字(大文字)となっており、この英字が「E」となっている品目は「技術情報(Technology)」が規定されている。
- E 規制品目分類番号(ECCN)「5A002」では暗号規制(EI)のソフトウェアが規定されている。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

<問題30>

米国EARの許可例外に関する次の記述を読んで、正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A TSU(Technology and Software - Unrestricted)は必要最小限の使用の技術・ソフトウェア、販売促進用技術・ソフトウェア、アップデート・ソフトウェア、市販ソフトウェアの輸出・再輸出等に適用可能な許可例外であり、適用可能な仕向地はそれぞれ異なる。
- B LVS(Shipments of Limited Value)はB国群(主に旧自由圏)向けの少額貨物の輸出・再輸出に適用可能な許可例外であり、適用の可否及び限度額が規制品目毎に規定されている。ただし、同一の仕向先に対する当該品目の年間輸出額は限度額の12倍を超えてはならない。
- C CIV(Civil End-Users)は、国家安全保障(NS)規制に該当する貨物・技術を用途に関わりなくD:1国群(主に旧共産圏)向けに輸出・再輸出する場合に適用可能な許可例外であり、適用の可否が規制品目毎に規定されている。

D TSR(Technology and Software under Restriction)は確約書の事前入手を前提に、国家安全保障(NS)規制に該当する技術・ソフトウェアの D:1 国群(主に旧共産圏)向けの輸出・再輸出に適用可能な許可例外であり、適用の可否が規制品目毎に規定されている。

E GBS(Shipments to Country Group B Countries)は、国家安全保障(NS)規制に該当する貨物の B 国群(主に旧自由圏)向けの輸出・再輸出に適用可能な許可例外であり、適用の可否が規制品目毎に規定されている。

1 . 1 個

2 . 2 個

3 . 3 個

4 . 4 個

5 . 5 個

平成17年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験問題

(STC Expert)